

太田市総合評価落札方式試行要領 新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別記（第3条関係） 5 価格以外の評価項目における同種工事は、次の条件に該当する工事とする。 （記載例） ※記入すること。原則、過去15年間とする。 平成〇〇年以降に、〇〇内において完成引き渡しが完了した、国、県、市町村、 〇〇高速道路株式会社 発注の橋長が〇m以上で〇車線以上、設計荷重〇〇以上の現場打ち鉄筋コンクリート構造の道路橋下部工工事				別記（第3条関係） 5 価格以外の評価項目における同種工事は、次の条件に該当する工事とする。 （記載例） ※記入すること。原則、過去15年間とする。 平成〇〇年以降に、〇〇内において完成引き渡しが完了した、国、県、市町村、 (旧)日本道路公団 発注発注の橋長が〇m以上で〇車線以上、設計荷重〇〇以上の現場打ち鉄筋コンクリート構造の道路橋下部工工事			
（略） 別表1 【企業関係評価項目】				（略） 別表1 【企業関係評価項目】			
評 価 項 目	配 点	評 価 基 準	評価点	評 価 項 目	配 点	評 価 基 準	評価点
① 企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事と同じ種別の太田市発注工事の工事成績評定点（共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値(小数点以下第4位四捨五入)により評価する。対象となる評定点がない場合は、 評価点は0点とする。 ※種別とは、次の3種別とする。 ・土木（土木一式、舗装、造園、水道施設） ・建築（建築一式、電気、管） ・その他（塗装、とび・土工・コンクリート、その他）	5.0点	80点以上	5.0点	① 企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事と同じ種別の太田市発注工事の工事成績評定点（共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値(小数点以下第4位四捨五入)により評価する。対象となる評定点がない場合は、 平均値を65点とみなす。 ※種別とは、次の3種別とする。 ・土木（土木一式、舗装、造園、水道施設） ・建築（建築一式、電気、管） ・その他（塗装、とび・土工・コンクリート、その他）	5.0点	80点以上	5.0点
		65点 以上 80点未満	(平均値-65)×5.0/15点 ※小数点以下第4位四捨五入			65点 を超え 80点未満	(平均値-65)×5.0/15点 ※小数点以下第4位四捨五入
		65点 未満	0点			65点 以下	0点
※ 粗雑工事等の状況 入札日の属する年度の前年度の太田市発注工事の完成検査の評定点について、 「60点未満」 と評価された工事及び書面注意の有無により評価する。	最大 －2.0点	2件の書面注意又は1件以上の 「60点未満」 と評価された工事あり	－2.0点	※ 粗雑工事等の状況 入札日の属する年度の前年度の太田市発注工事の完成検査の評定が 「劣る」 と評価された工事及び検査時において、粗雑工事等について書面による注意の有無により評価する。	最大 －2.0点	2件の書面注意又は1件以上の 「劣る」 と評価された工事あり	－2.0点
		1件の書面注意あり	－1.0点			1件の書面注意あり	－1.0点
		無し	0点			無し	0点

改正後

別表 2

⑥ 配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として竣工検査時に携わった、入札日の属する年度の前年度から過去3年間の太田市発注工事の工事成績評定点（共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の最高点により評価する。対象となる評定点がない場合は、評価点は0点とする。	4.0 点	80 点以上	4.0 点
		65 点 以上 80 点未満	（評 定 点 -65）× 4.0／15 点 ※小数点以下第 4 位四捨五入
		65 点 未満	0 点

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年 月 日から施行する。

改正前

別表 2

⑥ 配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として竣工検査時に携わった、入札日の属する年度の前年度から過去3年間の太田市発注工事の工事成績評定点（共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の最高点により評価する。対象となる評定点がない場合は、最高点を65点とみなす。	4.0 点	80 点以上	4.0 点
		65 点 を超え 80 点未満	（評 定 点 -65）× 4.0／15 点 ※小数点以下第 4 位四捨五入
		65 点 以下	0 点

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月4日から施行する。